

第7条 本大学院各研究科の定員は次のとおりとする。

博士課程

研 究 科	専 攻	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	－	－	3	9
政治学研究科	政 治 学 専 攻	15	30	5	15
経済学研究科	経 済 学 専 攻	10	20	3	9
経営学研究科	経 営 学 専 攻	10	20	3	9
人文科学研究科	哲 学 専 攻	10	20	3	9
	美 術 史 学 専 攻	10	20	3	9
	史 学 専 攻	15	30	3	9
	日本語日本文学専攻	20	40	3	9
	英語英米文学専攻	10	20	3	9
	ドイツ語ドイツ文学専攻	5	10	2	6
	フランス文学専攻	5	10	2	6
	心 理 学 専 攻	6	12	2	6
	臨床心理学専攻	12	24	－	－
	アーカイブズ学専攻	15	30	3	9
	身体表象文化学専攻	10	20	3	9
自然科学研究科	物 理 学 専 攻	15	30	3	9
	化 学 専 攻	15	30	3	9
	数 学 専 攻	6	12	3	9
	生 命 学 専 攻	15	30	3	9

第3章 教育課程及び履修方法

第8条 本大学院各研究科の授業科目は、別表1のとおりとする。

2 各研究科専攻別の履修方法は、それぞれの研究科において別に定める。

第9条 博士前期課程の学生は、2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、さらに修士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。ただし、政治学研究科、経済学研究科及び経営学研究科においては、当該研究科の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の提出をもって修士の学位論文の提出に代えることができる。

2 博士後期課程の学生は、3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、法学研究科・政治学研究科・経済学研究科・経営学研究科にあっては8単位以上を、人文科学研究科・自然科学研究科

にあつては20単位以上を修得し、さらに博士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。

- 3 在学年数は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。
- 4 博士前期課程を修了して博士後期課程に進学する場合には入学検定に合格しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を中心とし、これに関連ある科目について行うものとする。

第10条 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、他の大学院とあらかじめ協議の上、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、他の大学院又は研究機関とあらかじめ協議の上、他の大学院又は研究機関において研究指導を受けさせることができる。
- 3 前2項に基づいて修得した単位について、博士前期課程又は後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。
- 4 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、博士前期課程又は後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。
- 5 前2項により算入することのできる単位数の上限は、他の大学院において修得した単位については、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計10単位を限度とする。
- 6 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院の委託生、研究生又は協定留学生として在籍していたときに履修し、合格した授業科目について、単位を修得したものとみなし、その単位を博士前期課程又は後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。
- 7 前各項のために必要な事項は、各研究科において別に定める。

第11条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を、所定の期間内に届け出て、承認を得なければならない。

- 2 授業科目の選択、論文の作成、研究一般については、指導教授の指導に従わなければならない。
- 3 各研究科専攻別の履修方法の詳細は、別表1のとおりとする。

第12条 教育職員免許状を取得しようとする者は、各研究科の授業科目より教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科・専攻		免許状の種類	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
法学研究科	法律学専攻		社会	公民
政治学研究科	政治学専攻		社会	公民
経済学研究科	経済学専攻		社会	公民
経営学研究科	経営学専攻		社会	公民

研究科・専攻		免許状の種類	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人文科学研究科	哲 学 専 攻		社 会	公 民
	史 学 専 攻		社 会	地理歴史
	日本語日本文学専攻		国 語	国 語
	英語英米文学専攻		外国語（英 語）	外国語（英 語）
	ドイツ語ドイツ文学専攻		外国語（ドイツ語）	外国語（ドイツ語）
	フランス文学専攻		外国語（フランス語）	外国語（フランス語）
自然科学研究科	物 理 学 専 攻		理 科	理 科
	化 学 専 攻		理 科	理 科
	数 学 専 攻		数 学	数 学
	生 命 学 専 攻		理 科	理 科

第4章 試験及び教育課程修了の認定

第13条 授業科目修了の認定は、試験による。

2 前項の試験の成績は、優・良・可・不可の4種に分け、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

第14条 博士前期課程を修了するためには、第9条第1項により、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科及び自然科学研究科においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、1年まで短縮することができる。

第15条 博士課程を修了するためには、第9条第1項及び第2項により、5年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修業年限に関しては、経済学研究科、人文科学研究科及び自然科学研究科においては、当該研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、3年まで短縮することができる。

第16条 教育課程修了の認定は、各研究科委員会がこれを行う。

2 学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験の成績評価は、別に定める審査委員会の審査に基づいて研究科委員会が行う。

3 修士論文及び特定の課題についての研究の成果の成績は、優・良・可・不可の4種に分け、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

4 博士論文の成績は、合格・不合格とに分ける。

5 最終試験の成績は、合格・不合格とに分ける。

第5章 学位

第17条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

- | | | | |
|------------|--------|-------|---------|
| (1) 博士前期課程 | 政治学研究科 | 政治学専攻 | 修士（政治学） |
| | 経済学研究科 | 経済学専攻 | 修士（経済学） |